

京都市勧業館「みやこめっせ」内自動販売機設置事業者募集要項

京都市勧業館「みやこめっせ」（以下「勧業館」という。）では、利用者サービスの更なる向上、災害時における非常用飲料水の備蓄及び勧業館収入の増加を図ることを目的として、勧業館内に自動販売機を設置する事業者（以下「設置事業者」という。）を募集します。

応募される方は、この募集要項及び仕様書並びに現地説明会において詳細をよく確認し、各項目についてご承知の上お申し込みください。

1. 設置場所

(1) 所在地

京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

(2) 設置場所

グループ	設置番号	設置場所	設置機種	本体寸法目安 (cm)	設置台数
A	①	1階東側	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	幅 100×奥行 60	1台
	②	1階東側		幅 118×奥行 75	1台
	③	1階東側		幅 100×奥行 75	1台
	④	1階東側		幅 100×奥行 75	1台
B	⑤	1階西側	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	幅 116×奥行 75	1台
	⑥	1階西側		幅 116×奥行 75	1台
	⑦	1階西側		幅 100×奥行 60	1台
C	⑧	地下1階	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	幅 118×奥行 75	1台
	⑨	地下1階		幅 70×奥行 75	1台
	⑩	地下1階		幅 100×奥行 75	1台
	⑪	荷捌場東側		幅 131×奥行 75	1台
	⑫	荷捌場西側		幅 131×奥行 75	1台
D	⑬	1階東側	紙カップ	幅 100×奥行 80	1台
	⑭	1階西側		幅 110×奥行 80	1台
	⑮	地下1階		幅 110×奥行 80	1台
合計					15台

※ 本体寸法目安は、自動販売機の標準サイズを記載しています。設置事業者は、自動販売機の設置にあたり勧業館管理者と協議の上、設置する自動販売機の大きさを決めてください。

※ 設置番号③④⑩は、今回から新たに設置します。設置事業者に応募される方は、仕様書の配置図並びに現地説明会にて設置場所を確認してください。

※ Aグループ、Bグループ、Cグループごとに最低1台は「災害救援ベンダー機」を設置してください。

2. 応募単位等

- (1) 応募は、上記1 (2)に記載するA・B・C・Dのグループ単位ですることができます。
- (2) 応募は、複数のグループに対してすることができます。ただし、A・B・Cグループについては、それぞれ異なる設置事業者とします(Dグループとの重複はあり)。
- (3) 複数のグループに対して応募する場合は、応募申込書の所定の欄に自らの希望する順位を記入してください(Dグループは記入不要)。

※ 決定方法の詳細については「12. 落札候補者の決定」を参照してください。

3. 応募資格要件

京都市内に本店、支店又は営業所等を有する法人で、次のすべてに該当する方が設置事業者に応募することができます。

- (1) 清涼飲料水自動販売機の設置業務(設置事業者自らが管理・運営するものに限る)について、3年以上の実績を有していること。
- (2) 京都市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で2年を経過しない者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (4) 応募者である法人の役員又は支店もしくは営業所等の代表者が、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条例同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (5) 法令等の規定により許認可等を要する場合は、許認可等を有していること。
- (6) 「9. 現地説明会」に参加していること。

4. 取扱商品及び販売価格

(1) 取扱商品

缶・ペットボトル・瓶・紙パック等の密閉式容器又は紙カップ容器に入った清涼飲料水(ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶、乳製品及びこれらに類する商品)とし、酒類の販売は行わないでください。

(2) 販売価格

標準販売価格(定価)を上回らない価格としてください。

5. 設置機種等

- (1) A・B・Cグループごとに最低1台は「災害救援ベンダー機」を設置してください。
- (2) A・B・Cグループに設置する自動販売機は、消費電力の低減等の機能(LED球・ヒートポンプ式等)を備えた機種としてください。
- (3) 夜間は消灯するため、タイマーによる自動消灯・点灯機能を備えた機種としてください(全グループ共通)。

6. 維持管理

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期点検、自動販売機内部・外観及びその周辺の清掃・美化、その他自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

7. 設置期間

平成29年10月1日から平成31年3月31日までの18箇月間とします。

なお、平成31年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで、支障がないと勸業館管理者が判断した場合、当初の条件を変更しないことを前提として、最長2年間（平成33年3月31日まで）を限度に引き続き1年単位で延長することとします。

8. 設置料

(1) 応募価格

応募申込書の該当欄に、設置期間の応募価格(18箇月分)を百円単位で記入してください。

なお、設置料は、応募価格に消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の額を加算した金額とするので、設置事業者は、課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含まない金額を記載してください。

(2) 設置料の範囲

設置料には、電気代相当額を含むものとします（別途電気代を徴収することはありません）。

(3) 設置料の支払方法

設置料の支払方法（分割方法・支払期日・支払口座等）は、勸業館管理者と協議の上、別途定めることとします。

(4) 設置期間延長後の設置料

上記7に記載する設置期間を延長する場合は【当初の応募価格÷18箇月×12箇月（百円未満切上）】に消費税等の額を加算した金額を1年間の設置料とします。

9. 現地説明会

設置事業者に応募される方は、現地説明会に必ず参加してください。

(現地説明会不参加者の応募は受け付けません)

(1) 日時

平成29年7月5日（水）11時00分から12時00分（約1時間）

(2) 集合場所

京都市勸業館 2階社内会議室

(3) 参加人数

参加人数は、1応募者につき1名とします。なお、参加にあたり事前申込は不要です。

10. 申込受付期間

平成29年7月24日（月）から平成29年7月26日（水）17時まで
（郵送の場合は必着）

11. 質問及び回答

（1）質問（持参，FAX又は電子メール）

平成29年7月10日（月）から平成29年7月12日（水）

9時から12時及び13時から17時（持参の場合）

075-751-1622（FAX）

soumu@miyakomesse.jp（電子メール）

（2）回答

平成29年7月19日（水）に勧業館のホームページに掲載します。

京都市勧業館「みやこめッセ」のホームページアドレス <http://www.miyakomesse.jp/>

なお、本件に関係しない質問と判断した場合は回答しません。

12. 落札候補者の決定

（1）決定方法

ア. 勧業館管理者が設定した最低募集価格以上のうち、最高の応募価格の者（以下「最高価格者」という。）をA・B・C・Dグループごとに落札候補者として定めます。

イ. 複数のグループに応募した者が、A・B・Cグループ（Dグループを除く）において、複数の最高価格者となった場合は、その最高価格者となったグループのうち、応募申込書に記載した自らの希望する順位の高いグループの落札候補者として定めます。

この場合、その落札候補者となった者は、他のグループ（Dグループを除く）の落札候補者となる資格を失います。

※ A・B・Cグループについては、それぞれ異なる落札候補者とします（Dグループとの重複はあり）。

ウ. 同グループ内において、最高価格者（同額）が2者以上あった場合は、後日当事者の立会いのもと、くじにより定めます。

エ. 同グループ内において、応募価格のいずれも最低募集価格に満たない場合又は応募がなかった場合は、そのグループは不調とします。

(2) 最低募集価格 (18箇月分)

グループ	設置番号	設置場所	設置機種	最低募集価格 (税抜)	設置台数
A	①	1階東側	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	2,000,000円	1台
	②	1階東側			1台
	③	1階東側			1台
	④	1階東側			1台
B	⑤	1階西側	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	1,700,000円	1台
	⑥	1階西側			1台
	⑦	1階西側			1台
C	⑧	地下1階	缶/ペットボトル/瓶/紙パック等 (いずれの組み合わせも可)	2,800,000円	1台
	⑨	地下1階			1台
	⑩	地下1階			1台
	⑪	荷捌場東側			1台
	⑫	荷捌場西側			1台
D	⑬	1階東側	紙カップ	1,200,000円	1台
	⑭	1階西側			1台
	⑮	地下1階			1台
合計					15台

13. 落札候補者の提出書類

落札候補者となった者は、別途指定する期日までに次の書類（原本）を提出してください。

- (1) 登記事項証明書（現在事項全部証明書）
- (2) 法人市民税納税証明書（京都市法人市民税の未納がないことの証明）
- (3) 納税証明書（法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことの証明）

いずれも、提出日前3箇月以内に発行されたものに限ります。

14. 設置事業者の決定

- (1) 設置事業者は、落札候補者が提出する上記13の書類等に基づく応募資格審査を経て決定します。
- (2) 応募資格審査の結果、落札候補者が応募資格要件を欠くことが判明した場合は、当該落札候補者の応募を無効とし、その旨を本人に通知するとともに、次順位者を落札候補者とします。
- (3) 決定予定日

平成29年8月7日（月）

- (4) 決定後の公表

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者の名称及び決定金額を通知します。また、勸業館ホームページにおいて決定金額を公表します。

15. 京都市勧業館「みやこめッセ」について

所在地	〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1
延床面積	39,141.79 m ² (日図デザイン博物館を含む)
休館日	京都市勧業館条例に定める休館日 12月29日から1月3日 ただし、駐車場及びレストランは上記期間も営業を行う
臨時休館日	自家用電気工作物年次点検日 (8月の連続する2日間)

【問合せ先】

株式会社京都産業振興センター (京都市勧業館「みやこめッセ」指定管理者)

総務課 (担当: 田中・林)

〒606-8343 京都市左京区岡崎成勝寺町9番地の1

電話 (075) 762-2633

FAX (075) 751-1622

メールアドレス soumu@miyakomesse.jp